

独立役員届出書

1. 基本情報

会社名	花王株式会社		コード	4452
提出日	2026/2/20	異動(予定)日	2026/3/26	
独立役員届出書の提出理由	定時株主総会に社外役員の選任議案が付議されるため。			
<input checked="" type="checkbox"/> 独立役員の資格を満たす者を全て独立役員に指定している(※1)				

2. 独立役員・社外役員の独立性に関する事項

番号	氏名	社外取締役/ 社外監査役	独立役員	役員の属性(※2・3)													異動内容	本人の同意					
				a	b	c	d	e	f	g	h	i	j	k	l	該当なし							
1	桜井恵理子	社外取締役	○																		有		
2	西井孝明	社外取締役	○																		有		
3	高島誠	社外取締役	○																		有		
4	サラ・カサノバ	社外取締役	○																○		有		
5	奥山眞司	社外取締役	○																	○	新任	有	
6	新井佐恵子	社外監査役	○																	○		有	
7	内藤順也	社外監査役	○																	○		有	
8	玉置秀司	社外監査役	○																		○	新任	有

3. 独立役員の属性・選任理由の説明

番号	該当状況についての説明(※4)	選任の理由(※5)
1	桜井恵理子氏は、ダウ・ケミカル日本株式会社の業務執行に携わっておりませんが、2022年7月以降は同社の業務執行には携わっておりません。同社はアメリカ合衆国の化学品メーカーの日本法人として各種化学製品の製造・輸入販売及び技術サービスの提供をしており、同社が属するグループと花王グループとの間には、原材料購入及び販売等の取引がありますが、直前事業年度における同社が属するグループの連結売上高に対する当該取引金額の割合は0.1%未満であり、花王グループの連結売上高に対する当該取引金額の割合は0.5%未満であります。	上場管理等に関するガイドラインⅢ5.(3)の2に規定する独立性基準のいずれにも該当がないこと及び当該ガイドラインに対応して当社が制定した「花王株式会社 社外役員の独立性に関する基準」により、独立性を有すると判断しました。
2	西井孝明氏は、味の素株式会社の業務執行に携わっておりませんが、2022年6月以降は同社の業務執行には携わっておりません。同社グループではアミノ酸を原料とした事業を展開しており、同社グループと花王グループの間には原材料購入及び販売等の取引がありますが、直前事業年度における同社グループの連結売上高に対する当該取引金額の割合は0.5%未満であり、花王グループの連結売上高に対する当該取引金額の割合は0.1%未満であります。また、同氏は株式会社フアイネットの業務執行に携わっておりませんが、2025年8月以降は同社の業務執行には携わっておりません。花王グループは同社の提供するサービスの利用料を支払っておりますが、直前事業年度における同社の売上高及び花王グループの連結売上高に対する当該取引金額の割合はいずれも0.1%未満であります。	上場管理等に関するガイドラインⅢ5.(3)の2に規定する独立性基準のいずれにも該当がないこと及び当該ガイドラインに対応して当社が制定した「花王株式会社 社外役員の独立性に関する基準」により、独立性を有すると判断しました。
3	高島誠氏は、株式会社三井住友銀行の業務執行に携わっておりませんが、2023年4月以降は同社の業務執行には携わっておりません。同行グループと花王グループとの間には、法人用クレジットカード利用等の取引がありますが、直前事業年度における同行グループの連結経常収益及び花王グループの連結売上高それぞれに対する当該取引金額の割合は、いずれも0.1%未満であります。また、同行グループと花王グループとの間には定常的な銀行取引及び同行からの借入れがありますが、直前事業年度末時点における花王グループの同行グループからの借入額は花王グループの連結経常収益の1.5%未満であります。	上場管理等に関するガイドラインⅢ5.(3)の2に規定する独立性基準のいずれにも該当がないこと及び当該ガイドラインに対応して当社が制定した「花王株式会社 社外役員の独立性に関する基準」により、独立性を有すると判断しました。
4	該当事項はありません。	上場管理等に関するガイドラインⅢ5.(3)の2に規定する独立性基準のいずれにも該当がないこと及び当該ガイドラインに対応して当社が制定した「花王株式会社 社外役員の独立性に関する基準」により、独立性を有すると判断しました。
5	奥山眞司氏は、グーグル合同会社の業務執行に携わっております。同社が属するグループと花王グループとの間には、広告掲載等の取引がありますが、直前事業年度における同社が属するグループの連結売上高及び花王グループの連結売上高それぞれに対する当該取引金額の割合は0.1%未満であります。	上場管理等に関するガイドラインⅢ5.(3)の2に規定する独立性基準のいずれにも該当がないこと及び当該ガイドラインに対応して当社が制定した「花王株式会社 社外役員の独立性に関する基準」により、独立性を有すると判断しました。
6	該当事項はありません。	上場管理等に関するガイドラインⅢ5.(3)の2に規定する独立性基準のいずれにも該当がないこと及び当該ガイドラインに対応して当社が制定した「花王株式会社 社外役員の独立性に関する基準」により、独立性を有すると判断しました。
7	該当事項はありません。	上場管理等に関するガイドラインⅢ5.(3)の2に規定する独立性基準のいずれにも該当がないこと及び当該ガイドラインに対応して当社が制定した「花王株式会社 社外役員の独立性に関する基準」により、独立性を有すると判断しました。
8	玉置秀司氏は、オムロン株式会社の業務執行に携わっておりませんが、2021年4月以降は同社の業務執行には携わっておりません。同社グループは制御機器の製造販売やデータソリューション事業を展開しており、花王グループは、同社グループが提供する設備の購入等を行っておりますが、直前事業年度における同社グループの連結売上高及び花王グループの連結売上高それぞれに対する当該取引金額の割合は0.1%未満であります。また、同氏は公益社団法人日本監査役協会の業務執行に携わっておりませんが、2025年12月以降は同協会の業務執行には携わっておりません。花王グループでは、同協会に対して会費を支払っておりますが、直前事業年度における同協会の経常収益及び花王グループの連結売上高それぞれに対する当該取引金額の割合は0.1%未満であります。	上場管理等に関するガイドラインⅢ5.(3)の2に規定する独立性基準のいずれにも該当がないこと及び当該ガイドラインに対応して当社が制定した「花王株式会社 社外役員の独立性に関する基準」により、独立性を有すると判断しました。

4. 補足説明

「花王株式会社 社外役員の独立性に関する基準」は当社ウェブサイトにて公開しています。 (www.kao.com/content/dam/sites/kao/www-kao-com/jp/ja/corporate/policies/pdf/governance_002.pdf)
--

※1 社外役員のうち、独立役員の資格を満たす者の全員について、独立役員として届け出ている場合には、チェックボックスをチェックしてください。

※2 役員の属性についてのチェック項目

- 上場会社又はその子会社の業務執行者
- 上場会社又はその子会社の非業務執行取締役又は会計参与(社外監査役の場合)
- 上場会社の親会社の業務執行者又は非業務執行取締役
- 上場会社の親会社の監査役(社外監査役の場合)
- 上場会社の兄弟会社の業務執行者
- 上場会社を主要な取引先とする者又はその業務執行者
- 上場会社の主要な取引先又はその業務執行者
- 上場会社から役員報酬以外に多額の金銭その他の財産を得ているコンサルタント、会計専門家、法律専門家
- 上場会社の主要株主(当該主要株主が法人である場合には、当該法人の業務執行者)
- 上場会社の取引先(f、g及びhのいずれにも該当しないもの)の業務執行者(本人のみ)
- 社外役員の相互就任の関係にある先の業務執行者(本人のみ)
- 上場会社が寄付を行っている先の業務執行者(本人のみ)

以上のa~lの各項目に「現在・最近」において該当している場合は「○」、「過去」に該当している場合は「△」を表示してください。

近親者が各項目に「現在・最近」において該当している場合は「●」、「過去」に該当している場合は「▲」を表示してください。

※4 a~lのいずれかに該当している場合には、その旨(概要)を記載してください。

※5 独立役員の選任理由を記載してください。

※6 独立役員を1名以上確保できていない状況が生じた場合又は社外取締役を1名以上確保できていない状況が生じた場合、有価証券上場規程上の企業行動規範に違反する状態が発生することとなりますので、速やかに東証の上場会社担当者までご連絡ください。